

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻74号 94/10 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年11月30日(水) PM 3～5 申立人(森村)主・反対尋問
12月26日(月) AM10～12 申立人(小川)主・反対尋問
(会場は芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

組合へのデマ、「公務の必要性」の デッチ上げを露呈しただけの反対尋問

市芦救援会事務局

去る九月二日と一〇月三十一日の二回、計三時間半にわたって滝山先生に対する処分者側寺内代理人の反対尋問が行なわれました。例によって要領を得ず、申立人の詳細な陳述書がかえって災いしたか、本論に影響を与えないと思われる数値など、細かな部分にわたって尋問が続けられ、寺内代理人にとって時間稼ぎをしやすいしてしまったかという反省もありました。

反対尋問の狙いは、まず、市芦の従前の人事慣行に関して、校長の人事権に組合があたかも不当な介入をしていたかのようデマ宣伝をする点にありました。そして、職員として学内で協議し、校長に要請した件も、すべて組合の運動として、あたかも「組合支配」であったかのような予断と偏見をふりまく尋問に終始していました。勿論、事実の裏付けなどなく、申立人証言でそれらがデマでしかないことが明らかにされました。

さらに、「公務の必要性」の尋問では自ら行き詰り、「担当でない業務についても手伝い、覚えていくのが公務員の務めだ」とまで説教する始末です。「公務」の立証ができなくなり、ついには「他人の仕事までするべきだった」というのです。配転の必要性を自から放棄し、申立人を配転するために後から理由にならぬ理由をこじつけただけであったことを証明したものです。主尋問による処分根拠の崩壊をさらにダメ押しした反対尋問でしかありませんでした。

森村先生の主尋問・反対尋問は十一月に延ばされてしまいました。多くの方々の傍聴参加をよろしく願います。

も／く／じ

第62回、63回公開口頭審理報告

配転理由の崩壊を認め、「他の業務を手伝うのが公務員」と寺内居直り尋問……………救援会事務局…………… 2

陳述書……………申立人 森村 啓一…………… 3

活動日誌 16／

後記 16／

第六二回、六三回公開口頭審理報告

配転理由の崩壊を認め、「他の業務を手伝うのが公務員」と寺内居直り尋問

市芦救援会事務局

滝山先生の主尋問に対して、処分者側寺内代理人による反対尋問は、二回の審理、三時間半にもおよびました。

尋問は、市芦高校における従前の人事慣行、一九八七年度人事異動のすすめ方（異動希望調査書、校務分掌委員の解任等）、指導員身分（在職期間、処遇等）、「配転の必要性」（新カリキュラムの決定、説明、教員定数と臨時教員の扱い等）、「公務の必要性」（学芸員資格と発掘専門職員の関係、予算作成等）、学校混乱（鈴木先生配転時の授業の引き継ぎ、プリント授業等）、一九八七年度体制（社会科学授業、単位認定等）等に関して行なわれました。

しかし、詳細な陳述書、書証で崩された処分根拠をつくらうこともできず、事実の裏付けのない、予断と偏見に満ちたデマ宣伝とこじつけの反対尋問となっています。

しかも、本件異動が「定数条例改正に伴う過員解消の措置として行なわれた」と主張する処分者側に対し、その条例改正議会における

処分者側の種々の虚偽答弁・資料を新書証で暴露した申立人証言に関しては、一切の反論もできていないのです。

例によって審理の引き延しを意図しただけの反対尋問といえます。

校長の人事権への組合介入をデマ宣伝

従前の人事慣行は、「本人の意向を尊重し、本人同意を得ながら進める」というものでした。しかし、寺内代理人は「組合の同意なくして人事異動は出来なかったのか」と、組合による人事介入との印象を与える尋問をくり返しました。

さらに、一九八七年度人事異動に関しても組合として校内の職員分掌に介入して反対運動をすすめたかのような尋問をくり返しましたが、何ら事実の裏付けのないデマ宣伝であることが証言で逆に明らかにされています。

寺内代理人（以下、寺内と略）人事一般に関して、組合と必ず自動的に協議の対象になる

寺内 組合として異動希望調査をとらないことに反対すると。

滝山 校長の説明がわからないと、二度にわたって職員会議で職員から意見が出る。

寺内 組合の運動方針として、校長から聞くべきということだったんでしょ。

滝山 説明がないという異常さと、学校がどうなるんだろという職員の不安があった。

寺内 組合の方針を受けて、校務分掌委員が希望調査をとったことですか。

滝山 組合とは一つも使っていない。

寺内 いや、質問ですよん。

組合として反対してるから、個々の組合員について異動希望を出すという方が予想されなかったんじゃないですか。（校長にとって）滝山 いや、全員を集めたわけじゃない。強制的に書いて下さいということじゃない。

在職期間が長いのは行政職にもいる

申立人らは教員身分を奪われ指導員として配置され、しかも、指導主事とは異なり不当に長期間にわたり主査職にもなれない職として置かれています。この事実が、「小・中・高の教員であった者で、学校以外の市教委の機関での在籍状況」の書証で明らかにされています。しかし、寺内代理人は在職期間については一般行政職員を比較に持ち出して合

理化するしかなく、また、主査、係長職につ

いては、施設の長だから主査で、申立人らは施設の長でないからといった詭弁を使ってしか尋問できなかったのです。主査で施設長は唯一みどり学級だけで、他はすべて課長です。

反対尋問は、事実関係についてなされるものですが、寺内代理人は本件で当初から申立人の個人的見解・意見を執拗に聞き出そうとしてきました。そもそも処分者側が配置した指導員職についてさえ、申立人個人の見解を聞くなどという白々しい尋問を行いました。むしろ、申立人らへの差別的処遇を明らかにしただけでした。

教師の反対で新カリキュラムが遅れた

一九八七年度カリキュラムは、七月に職員会議で決定されていました。それを校長が市教委の命令を受けて、一〇月に一方的に変更し、新カリキュラムを職員に押しつけていました。その後、新二、三年の新カリキュラムについて、翌年一九八八年の二、三月にやっとな案を出してきたのです。この点について寺内代理人は、教師の反対のため遅れたと尋問し、しかも、校長が生徒・親に新カリキュラムの説明を充分行ない、反対意見も出ず、教師だけが反対していたとの尋問を行いました。しかし、新カリキュラムについては、進路

という形じゃなかったということですか。

申立人滝山（以下、滝山と略）人事一般という言い方も非常に微妙。教育活動を続けていく上で何らかの支障が起こるという場合で、希望で出られる話に関しては組合がとやかく言う必要はない。

寺内 あなたの陳述書を見ると、必ず異動については組合の同意を得ながらやらねばならないというように。

滝山 組合の同意とは書いてません。

寺内 トーンですよ、トーンとして。

（中略）



説明会に集まった保護者に簡単に紹介されただけで、もとよりカリキュラム説明会でもなく、詳しい内容説明も受けない親から反対意見も出ようがなかったというのが事実なのです。このような事実を先のように平気でスリカエするというお粗末な反対尋問でした。

また、市芦教員定数で争点となっている助教諭（臨時教員）の扱いに関して、定数改正議会での処分者側の虚偽資料による教員削減数のゴマかしについての申立人証言には反論せず、居直りを決めこんでいます。

寺内 市芦教員定数が三二名になった点で、三名は助教諭ですから二九名が定数内職員としておられる。あなたの主張は、この三名は三二名の枠外で定数外職員として雇用すべきということですね。

滝山 処分者側も可能だとおっしゃってます。寺内 行革の流れでは、定数外職員を増やすというのは、流れに反すると思いませんか。

何でも手伝うのが公務員の務め

文化財係に配置した「公務の必要性」については、陳述書で詳細に処分者側主張を崩していることから、寺内代理人は居直りと、困った時の「将来の可能性」で展開するしか

ありませんでした。

申立人がしていない業務を、「やった」と主張して反論されると、今度は、課で決めた事務分担で申立人が担当していない業務について、「手伝いをしている仕事を覚えていくのが公務員の務めではないのか」と、説教をたれる始末。配転理由がない事を証明したものの、結局、「文化財係の業務量は増大し、申立人の担当業務量も増大していた」との処分者側主張も申立人に具体的に反論され、「公務の必要性」は、単に「公務員の意欲」という寺内代理人の「精神訓話」にまで無残にも姿をかえるしかなかったのです。

以下、反対尋問内容を要約しておきます。
大学の博物館学講座で文化財の勉強をした筈だから、文化財係の仕事に関連ある。
発掘調査専門員の手伝いはできるのではないのか。命じられてない仕事はしないということか。仕事を覚えていくことを公務員の務めだ。

発掘調査を長年手伝え専門員になれる筈。
※申立人の配転理由は「文化財保護事務の繁忙」であり、事務の仕事であった筈なのに、この主張が崩されると、当初主張もしていなかった「発掘調査員になる努力をせよ」という様に変更しています。ハレンチ極まりない御都合主義です。「何でもありの芦屋市」の面目躍如と言わべきか。

授業プリントは

何年も使えて混乱しない

一九八六年一〇月に鈴木先生の強配があり、社会科授業に混乱が生じたと申立人は主張しています。簡単に授業の引き継ぎができるものでない事は前田校長も証言していたところです。

この点について寺内代理人は、「前年に使用したプリント教材を使えば授業引き継ぎに混乱は生じない筈だ」と尋問してきました。この恐るべき無知！生徒の学力実態も変化しており、社会状況も変化して教える内容も変化していく点が反論として証言されると、寺内代理人は続けて「日々変化する現代史などはそうかもしれないが、他の科目では前年のプリントを使えて、すぐ引き継げる筈」とまで言い出しました。

またまた無知！彼にとっては「変化」とは「現代史」でしかないのです。例えば「邪馬台国論争」がいかに発展しようとも、地理学習で学際的研究が進もうとも、関係ないと言ふのです。種々の学説の変化など、文部省でも教科書記述で比較紹介することは指導する内容ですが、寺内代理人にはそのような基本的な、教師が日々教材作成に向けた工夫・検討ということすら視野に入らないのです。

「教育に関する無知」が、処分者側に一貫

した姿勢でもあります。

奨学生指導は市芦だけの特殊なもの

申立人の教師としての教育権は、奨学生指導を柱として展開されていました。寺内代理人はその内容には触れられないとみて、むしろ、市芦解放教育の実践が県下において特殊なものであったことを印象づける尋問を行いました。

「他の学校でもこのような奨学生指導をしている所はあるのか」との反対尋問に対し、それまで教育や学校現場に対するあまりにも無知な反対尋問を聞いていた傍聴人から、おもわず「一杯あるぞ！〇〇高校、××高校、△△高校……」と、具体的学校名が次々と示されたのです。あわてて審査長が制止し、寺内代理人は例によって、「その、前から〇列目の人、あまり顔を見ない人ですから、傍聴の規則を知らんとは思いますが……」と、なんだかわけのわからない対応をする有様でした。

結局、六三回審理は一時間半も反対尋問に費やされ、主尋問を今回終了させようとする機にしていた森村先生は、わずか一五分しか陳述できませんでした。また一カ月のばされるということになったのです。

陳述書

六二年（不）第一号事案

六二（不）第一号事案について以下のとおり陳述いたします。

1. 本人経歴

(1) 市立芦屋高校における教育活動、組合活動略歴（甲第二九七号証）

私は一九七五年四月、市立芦屋高校に英語科の教員として採用されました。

私が配属された一三回生の二年生は、学年持ち上がり制度が初めて実施された学年で、クラス替えをせずに二年生が始まっていた。

私は副担任として、前年度から持ち上がりしてきた担任について、一緒に面談や家庭訪問をさせてもらうことによって、担任の仕事、中でもきめ細かなホームルーム指導を学ばせてもらいました。

また、朝鮮文化研究部の顧問として、この学年の生徒を中心に、在日朝鮮人生徒のかか

不服申立人 森村 啓 一

えている問題、とりわけ、進路保障の問題に取り組んできました。

この一三回生の経験が原点となって、次の一六回生の三年間と、市教委に強制配転された一年間を除いて、二〇回生、二三回生の六年間、計九年間クラス担任をしてきました。次に、私が採用された当時、市立芦屋高校は高校進学を希望する地域の全ての生徒たちに門戸を開放する途上であり、生徒指導や教材研究に夜遅くまで、学校に残っていました。とりわけ市立芦屋高校の生徒の学力実態に応じた授業をするには、私が持っている学力観が問われ続け、授業のための教材研究に追われる毎日でした。

先生たちは全員組合員でもあり、組合は生徒の教育権を保障することに取り組んでいました。

私も、何の違和感もなくその先生たちと一緒に行動して、生徒指導上の悩みを相談したりして、一九七六年には青年部長になりました。



以後、担任としての教育活動も、それを支える組合活動とともに精一杯取り組んできました。

とりわけ、一九八五年度には、組合が設置した助教諭問題拡大闘争委員会の一員となり、教育条件整備の一環として、私の同僚である英語科などの助教諭を正規教員に任用替えするように市教委に要求していただきました。それは身分不安定な助教諭では腰を据えて教育活動に取り組めないためです。

このとき、市教委の小林管理部長は組合の要求を聞こうとせず、組合とはげしく対立し、この助教諭問題は課題を残したまま、翌年へと持ち越しました。

翌一九八六年度、私は組合の副委員長に選ばれ、引き続きこの助教諭問題と取り組みました。

この年、私は組合の副委員長として、定員内大量不合格などの生徒切り捨てにつながる

「松本教育改革」には全力で反対してきまし
た。

さらに、一九八七年度も引き続き副委員長
として、組合の執行部を担う予定でした。

2. 人事異動手続きの問題点

滝山陳述書(一)と同じ

3. 教員身分を奪う人事異動

滝山陳述書(一)と同じ

4. 配転の必要性について

滝山陳述書(一)と同じ

5. 公務の必要性について

処分者側は「公務の必要性」として、図書
館の増員要求をあげています。しかし、増員
要求の本身は司書資格を有する一般事務職員
であり、それを「教職経験が豊かで、英語の
学力を有する教員」とすりかえていることを
のべます。

(1) 図書館の増員要求は

司書の資格を持った一般事務職

私は一九八七年四月一日、辞令交付のあと、
図書館へ行き、当時の林孝昭図書館長になぜ
教員が配属されたのか尋ねたところ、林館長

は「さあ、私にはわかりませんが、小林管理
部長から、あなたは一般事務で通常勤務であ
ると聞いている」という答えが返ってきまし
た。

さらに、林館長は「図書館からは司書の資
格を持った一般事務職の人員増の要求はして
いるが、教育職を配置してくれとは言ったこ
とはない。また正規職員で教育職員が配置さ
れたことは、私が知るかぎり聞いたことがな
い」という説明を私にしました。

図書館が司書資格を持った職員の増員を要
求していたのは、新図書館建設(一九八七年
七月開館)のための諮問に答えた芦屋市図書
館協議会答申の中に、図書館システムの達成
目標値として、職員数は二〇人、その内訳は
司書資格一三人、その他七人と明記されてい
るからです。(甲第一二四号証 教育委員会
四〇周年記念誌 二〇六P)

この答申は一九八一年に出されていますが、
私が配転される前年の一九八六年度でも、臨
時職員二名を含む職員数一五名のうち、司書
有資格者はわずかに六名で、答申の主旨は生
かされていませんでした。

だから、林館長の要求の背景にはこの答申
を生かそうとする願いがあったのです。

さらに、この一九八六年度末で、司書資格
を持っていた臨時職員の西馬を更新せず、後
任には司書資格を持たない職員を充てたため、

数少ない司書有資格者はさらに一名減となり
ました。

この職員を含む臨時職員二名は、処分者側
が第二準備書面で「新図書館の図書受入準備
および館内奉仕の補助業務」のために採用し
ていた(第二準備書面第九項)と主張してい
たにもかかわらず、小林証人はこの臨時職員
が採用された理由を準備書面で主張したこと
すら否定(第四六回小林証言一四P)する証
言をしています。小林証人は図書館の実態
も知らず、その証言もいかげんで、一貫性
がありません。

また「読書相談、読書指導ができる教職経
験者がほしい」など、この答申にはどこにも
出てきません。

事実、私が配転された一九八七年四月にも、
新図書館が開館した七月にも、教職経験者を
必要とする仕事は図書館にはありませんでし
た。

新図書館開館当時、午前と午後四人ずつ
カウンター当番がありましたが、私は必ずど
ちらかに入っていましたし、応援のためそれ
以外も大抵カウンターにいました。

全員がカウンターを中心にして配置され、
貸出、返却等に従事し、司書資格を持った職
員はさらに図書の発注、受入の業務をしてい
ましたが、夜遅くまでかかっていました。

それはこの年、新図書館は前年と比べて、

年間の利用冊数が約二二万冊から約三三万冊
に、蔵書冊数が約一三万冊から約一八万冊に、
利用人員が約八万人から約一二万人へと飛躍
的に伸びたからです。(甲第一二四号証 教
育委員会四〇周年記念誌 二〇九〜二一〇P)

この図書館利用に対応するため、新刊書を
どんどん補充せねばならず、そのための発注、
受入などは図書を分類して、整理する重要な
業務のため、司書でなければ出来なかったか
らです。

司書とは、大学あるいは短大で司書課程の
単位を取得した人で、図書館資料を扱う専門
家のことであり、選択・収集(どのような本
を購入するかを決める)、組織化・管理(そ
の本が何について書かれたものかを判断して、
その本を主題別に日本十進分類法で分類し、
配架場所をきめる)、利用・提供(利用者の
問い合わせに求める本がどの書棚にあるかを
導く)といった仕事をする人です。

そのため、司書は日本十進分類法や日本目
録規則をはじめ、図書館学の専門的な知識と
経験が必要とされています。

司書資格者にはカウンターの回数を減らす
などの配慮をしていましたが、司書資格を持
った職員が図書館の本来業務をこなすのに残
業せざるを得ないのは、司書資格者不足とい
う職員体制に問題があるためです。

このことから、小林証人は新図書館建設の

準備委員であるにもかかわらず、公務の必要
性を検討するときに、尊重すべきこの答申を
無視し、さらに図書館長の意向にも反して、
私を市立芦屋高校から排除することだけを考
えていたといえます。

つまり、処分者側は図書館の増員要求を公
務の必要性として、私の配転理由にあげてい
ますが(答弁書)、図書館としては増員要求
はしていたけれども、それは司書資格を持っ
た一般事務職員であり、本来の公務の必要性
を増員要求だけにすりかえた、まさに口実に
過ぎないものです。

(2) 私の職務内容と配転理由の不存在

処分者側は私に「購入図書の選定、読書相
談、読書指導等の図書館の機能の充実に期待
して」(答弁書)図書館に配置換えをしたと
主張しています。

しかし、購入図書の選定については、司書
資格を持つ成人図書担当者、児童図書担当者
が中心になって、予算と見合わせながら選書
して、発注していました。その他にも、利用
者から購入希望があった本はほとんど購入し
ており、利用者の要求に沿った形で購入図書
の選定がなされており、購入図書担当者から
「英語の本を選んでくれ」と言われたことは、
一切ありませんでした。

また読書相談や読書指導というのも、学校
図書館では大切な仕事ですが、公共図書館で
は独立した業務としては無く、利用者から「
酸性雨について書かれた本はありませんか」
とか「赤川次郎の本はどこにありますか」な
どの問い合わせがあれば、誰でもカウンター
で尋ねられたものが、対応することになって
いました。それゆえ、読書相談や読書指導と
いう言葉は事務分掌表(甲第一九六号証)に
すら存在しませんし、そういう仕事も実在し
ませんでした。

昭和六二年度事務分掌表(甲第一九六号証)
に記載されている私の職務内容は利用者登録
と成人奉仕(成人用図書の担当)です。これ
はカウンターでの新規の利用者の登録と、司
書が開架室から抜き取った成人用図書を週に
一度書庫に入れる仕事です。この二つの分掌
以外に私が実際にしていた仕事は日常的には
本に貼ってあるバーコードをなぞって行う、
貸出、返却、在庫本の問い合わせなどのカウ
ンター業務で、この仕事は殆どの職員が充て
られておりました。

つまり、図書館に異動してきた一般事務職
の人とまったく同じ仕事をしていました。

それゆえ、特段、教職経験が豊かで、英語
の学力を有することなど日常の業務では何ら
必要はありませんでした。

図書館から「英語の先生がほしい」という

要求などなかったことは小林証人も認めています。(第四六回小林証言一七P)

審理廷で処分者側の主張を崩された小林証人は返答に窮して、「英語の市民向けの講座をするとか、英語の講読、そんなことをやるとか、そういうようなことは図書館へ行行って計画されたらいいわけですから」(第四六回小林証言一八P)と返答していますが、これは分掌上にもなく、館長からの指示もなく、小林証人の思いつきでしかなく、利用者の読みたい本を提供するというのが現代の公共図書館の本来業務であり、前述のとおり、図書館の本来業務がきちんとやりとげられていないという図書館の実態すら理解していない、人事担当者の言葉としてはあまりにも無責任としかいいようのないものです。

以上述べたとおり、英語の教員を図書館に配転する「公務の必要性」は存在せず、私を市立芦屋高校から排除するために、図書館の実態を無視して、増員要求という言葉だけを利用した配転です。

6. 私の特定理由と

配転後の学校体制について

処分者側は私の特定理由として、『昭和六一年度の第三学年の学級担任で、同学年の英語科を担当しており、いわゆる「もち上がり」で担当してきた学年生徒が卒業した。在職年

数が通算約一年となった。』の二点しか述べていません。(答弁書 第四六回小林証言二P)

しかし、市教委が人事異動を考える上で第一義的に考えるべきは、英語科の教員構成であるべきなのに、このことについては何ら考慮せず、処分者側の主張はいずれも説得力のない、とってつけたような理由でしかありません。

また、その二点でもって私を特定するには、正規の中堅教員こそが必要とされていた英語科の実態と配転後の学校体制からみて、非常に不合理であることを以下に述べます。

(1) 中堅教員の定着が求められていた

英語科

英語科教員の教員配置を考えるにあたって、教員構成上、英語科は正規の中堅教員こそが必要とされていたことを英語科教員異動表(甲第六三号証)にそって陳述します。

英語科は一九八四年四月現在では各学年二名ずつ計六名の教諭によって教員体制が組まれていました。

翌一九八五年四月になると英語科の教員体制が大きく変わりました。二名の教諭が県立高校へ転出され、処分者側のいう一対一交流などというものは実際にはなかったため、県からの英語教員が得られず、休職中の山下の

裏付けもあわせて、二宮、田中、井本の三名の六か月雇用の臨時職員が採用されました。そのうち井本は県立高校を定年退職した方で、きわめて異例の人事でした。

さらに、一九八六年度には臨時職員が二名転出し、新しい教員と入れ替わることとなりました。

このように、英語科では他の教科ではみられない、教員の入れ替わりがはげしく、そのうえ臨時職員が多いという実態でした。このことは教科としての教員同士の信頼性を希薄にさせていき、一緒に仕事をしているという感じがなくなり、教材研究の積み重ねも、残らなくなりました。

市芦に入学してくる生徒達は、アルファベットが書けない、筆記体が書けない、自分の名前をローマ字で書くことができない生徒が大半で、中学校から英語嫌いになっており、私たち市立芦屋高校の英語科の教員はその英語アレルギーをときほぐすことから出発するのが精一杯の実態でした。それゆえ、私たちは生徒の気持ちを考えることを基本に、授業を組み立ててきました。

ところが、一九八六年度に山下の裏付けとして採用された貞松は、僅か一カ月半で退職しましたが、これなどは生徒とのギャップに際して、「こんなにしんどいのやったらよそへ行こう」という具合になって、辞めていっ

た典型的な例です。

雇用が不安定な臨時職員では、その思いはどうであれ、生徒に対してきめ細かな教科指導が困難となっていくという矛盾を背負っていました。

このことは、英語の欠席時間数が増えるなど、生徒にも影響を与えました。

はげしい教員異動があったこのときほど、英語科では教員の定着が大切だと感じられた時はありませんでした。

一〇年を越える中堅教員は森村、塩谷、二人となり、それ故、五月一日に山下先生が復職しても二年間のブランクは大きく、この二人のうちから配転対象者が出ようなどとは考えられないことでした。

(2) 私を強制配転したことによる

英語科の混乱

一九八七年四月、松井が県立高校に転出しているにもかかわらず、私を強制配転したため、英語科では教員数が六名から一挙に四名になりました。しかもその内訳は教諭が二名となり、助教諭が二名、うち一人は県立高校を定年退職した井本で、もう一人は当初時間講師として採用され、一月一日付けで助教諭に任用替えされた、山下の裏付けの伊賀崎でした。(第三〇回小林証言一四P)

そのうえ、校長と教頭が教科会議の意見も

聞かず、三月二三日から学校外で作成した(第一八回前田証言9P)カリキュラムを一方的に実施したために、いろいろな混乱が随所で起こりました。

この新カリキュラムを実施するためには、英語科を充実させなければならないことは小林証人も認めています(第四六回小林証言一〇二P)、充実させなければならないのに、市教委は英語科から正規教員を減員し、しかも中堅教員を配転させているのです。

英語科の場合、ホームルームを含む総時間数が一九八六年度の六名で九六時間でも大変だったのに、一九八七年度には一〇一時間に増えたにもかかわらず、(甲第三〇一号証)四名しか配置されませんでした。

そのため、四名の教員しかいなかった英語科は、もともと時間割が出来るはずもない上、管理職の指示も「三人の教師で同時に四クラス授業を担当せよ」など、実行不可能な指示で、組めたとしても英語科の授業に体育科の教師を入れるなど、誰がどの授業を担当するのかさえ確定出来ずに、一人の教員が一週間当たり何時間授業すればよいかわからないままに、年間の教育計画もたてられないまま、一カ月間も混乱したようです。(甲第三七号証の一〇六)

英語科に五名の教員が必要ことはわかっていながら、定員を割り込んでまで正規教員

を配転し、四名の教員しか配置しなかったことが、時間割が確定できなかった大きな要因でした。

このことは、小林証人も「その山下先生の後の先生として入っておられたということだったと思いますから、その後復職された後にそういう別の事情が生じたのかもわかりません。」(第四六回小林証言四P)と認めています。

別の事情とは私を配転したための混乱をさしています。

このように、山下が復職したら任用期間が終わる助教諭の伊賀崎を残し、私を配転させたところに、市教委の合理的な裁量権の範囲を越えた恣意性がみられます。

また、前田証人も「やはり暫定時間割ということで授業もしておりますし、いろんな状況の中で時間割を、翌日の、二、三日の間の時間割を時間割係のほうで発表するというようなことでやってきまして、直接には、それは固定できたのは、今見ましたら五月一日です、か、になっておりますが、それまではともかくその状況の中で」(第一八回前田証言三六P)と英語科の混乱を認めています。

その後の市立芦屋高校の英語科の教員体制をみても、五人体制で推移していることがはっきりしています。(甲第三〇二号証)

この一ヶ月間の混乱と年度途中に教員を採

ちなみに、「市教委と組合との主任制度に関する確認書」(甲第五〇号証)の一方的破棄をしてまで、任命主任制度が市教委、校長により、強行実施されているのです。

また、教員全員の学年所属を廃止し、主任と担任で学年集団を構成し、学年主任と四人の部長を任命しています。これは、従来の分掌委員が教員全員の学年所属だけを決定し、学年会議の中で、担任や各部の担当者を決定してきた決め方から大きくかえられています。このように、一九八七年度には持ち上がり制度の解体したのは、組合員を排除し任命主任制度を一方的に強行実施したためです。

さらに、新一年生の担任に山下の裏付けである助教諭の伊賀崎が充てられています。岩村と伊賀崎のように身分不安定な助教諭を担任に充てるなど、これも常識では考えられないことです。

新三年生のクラスは、担任が県立高校に転出したためですが、新二年生の二クラスは在籍しているにもかかわらず、担任をはずされ、神谷は障害研顧問に、吉沢は総務部長に充てられています。

この二人の後任に選ばれたのが助教諭の岩村と休職中の山下であり、休職中の教員が担任に充てられるなど、常識では考えられないことです。

用しなければならなかったことは、私の強制配転が誤りであったことを示しています。

(3) 不自然な助教諭の処遇

次に、この五人体制の中身ですが、山下が復職したら任用期間が終わる助教諭の伊賀崎が残って、私が配転されたことになる(第一九回前田証言八P)ところに市教委の合理的な裁量権の範囲を越えた恣意性がみられます。一九八五年四月、三名もの助教諭が配置されたとき、校長は「正規の教員をお願いしたが市教委の方でこうなった」(第一九回前田証言四・五P)と述べており、小林証人は「県からそういう職員をなかなかこちらへまわしていただけなかったという中で、欠員不補充という方針もあるから助教諭の採用に踏み切った」(第四四回小林証言三四P)と述べています。

この欠員不補充という方針をもって助教諭を採用したにもかかわらず、定数条例が改善されたこの時には、私を配転するために、助教諭を利用しています。

とくに井本の場合、小林証人は「当時の井上教頭の先輩で、前田校長の紹介で」(第三五回小林証言一四P)採用したこと、「貴重な先生であるから、その辺優遇というたら語弊がありますけど、できるだけこの市高には

必要な先生であるという県谷に校長から強く言われて」(第四六回小林証言六P)優遇したことを認めています。

しかも、市教委は定年を越えたあとは再雇用非常勤嘱託職員でしか、護山を採用しなかった(甲第五二二号証 第一八回前田証言二一P)にもかかわらず、井本は助教諭で採用するという情実人事なのです。

定年制が導入されるにあたって、組合は「長年、市芦でやってきた数少ない家庭科教員であるため、助教諭にすべきだ」と要求してきたのに、市教委は「六〇歳をこえたら制度として、三年間の再雇用非常勤嘱託職員でしか雇用できない」と言っていたのです。

仮に市教委が井本・伊賀崎を雇いたかったら、定数外で雇えることは小林証人も認めているところです。(第四六回小林証言六P)つまり、市教委は英語科の中で、「松本教育改革」に反対した私を排除するために井本、伊賀崎を利用したのです。

(4) 解体された持ち上がり制度と任命主任制度の強行

クラス担任がクラス替えせずに三年間指導する持ち上がり制度は、一九七四年度から導入され、各教科教員も全員がいずれかの学年に所属してその学年で三年間教科指導をすることになっていました。

これは小林証人も「校長の権限を回復せないかん」(第三四回小林証言四二P)と言っているように、職員の総意でもって学校運営をするのではなく、市教委の意思で学校運営ができる体制をつくることを狙っています。

そのために、組合員を排除し、管理職の意向に沿って動くことを期待して部長・主任をおき、その部長・主任の下に教員を少数配置したのです。

この学校体制を作るために、市教委・管理職は私たち組合員六名を学外に排除し、学校教育法施行規則に違反してまで、井本と松岡を部長に任命しているのです。(第一八回前田証言二二P)

つまり、私たちに對する配転は市教委・管理職が「松本教育改革」を遂行出来うると考えた学校体制にするために、「松本教育改革」に反対していた組合員を排除する不当労働行為以外の何ものでもありません。

(5) 私の反対した新カリキュラム

一九八六年一〇月一七日、来年度の新一年生のカリキュラム(甲第一二二号証)が管理職から示されました。

それは二年生から大幅な選択制を導入した、就職希望者と進学希望者をわけるカリキュラ



ところが、私たちが強制配転した直後の一九八七年度から前田校長はこの持ち上がり制度を解体しました。(甲第四一〇号証 第一八回前田証言四一P)

それ故、この「持ち上がり」そのものが特定理由に使われるのは、はなはだ不自然であり、理解に苦しむところです。

なぜなら、「持ち上がり」を尊重するのであれば、継続性がそが大切であるのに、市教委・校長は一九八七年度の学校体制において、この継続性を断ち切っているのです。

これを一九八七年度の校務分掌表(甲第四一〇号証)でみると、担任では新三年生四クラスのうち三クラスが持ち上がっていますが、新二年生四クラスのうち持ち上がったのは半分の二クラスだけです。

ムでしたが、重点は文科系大学進学希望者におかれました。(第一九回前田証言二一P)

英語でいえば、一人の生徒が三年間に標準単位が一五単位であるにもかかわらず、一年時に七単位、二年時に一〇単位、三年時に一〇単位の計二七単位も履修が可能という異常なものでした。

また、一年生の英語と数学が二学期から成績別学級編成で授業をすることも打ち出されていました。

従来の三年間ホームルーム単位で授業を受け、ほとんど同じ教科単位を習得する中で、自分の進路をつかみ、三年時に一部選択制をとり入れて、就職、大学進学ともに対応してきたカリキュラムから一変したものでした。

さらに、二月になって新三年生のカリキュラム(甲第一二二号証の四)が出され、三月に新二年生のカリキュラム(甲第一二二号証の二)が出されましたが、いずれもクラス単位の授業は英会話の一時間のみで、一人の生徒が受講する英語の時間数は新三年生で三、八時間、新二年生で三、一〇時間のばらつきがあり、教科に何の相談もなく、生徒と教員ともに混乱を与えただけでした。

これらはいずれも、入学時にたてた三年間の教育計画を無視し、一〇月に管理職から示された新一年生のカリキュラムの二年時、三

士の出会いを三年間かかって作っていくことが担任の仕事だと思って、クラスの生徒と三年間のときを共にしてきました。

一九八六年度卒業式における第二三回生の答辞（甲第一二二号証）をよんだN子もそのような生徒の一人でした。

この答辞から具体的に述べてみたいと思います。

「私の家は、私が小さいころ両親が離婚したため父はいなくて、母と姉と妹の四大家族でした。

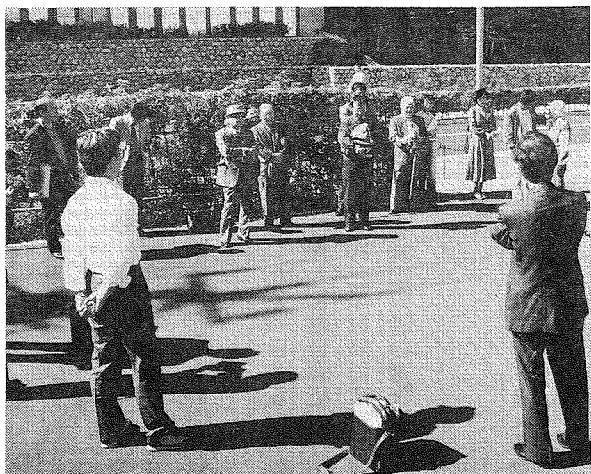
妹が生まれたのが中学二年のときでした。そのころ私はY中学へ通っていました。

今から思えば、ちょうどそのころから部活も休みだし、何もやる気が起こらず、荒れて担任などに当たっていました。そのころの学校の先生たちは、家庭が荒れているから、お前は荒れているだろうと言われ、私はそれがイヤでイヤでたまらなかったのを覚えてます。それは、たぶんほんとうのことだったからこそ、認めたくなかったのかも知れませんが」と三年間かかって中学校時代の自分が振り返れるようになりましたが、もちろん当時は学校で「荒れている子」というレッテルを張られて、「ほんとうのことだからこそ」とめたくなかった」という複雑な中学生の心境を語っています。

この生活態度は市芦に入学してからあまり変わっていませんでした。そんな彼女が変わるきっかけとなったのが、一年生も終わり近くになって、奨学生集会で友人の話を聞いたときでした。

「私は奨学生集会をとおして、Bさんの家の話など、はじめて聞かされました。二人は進級も危なかったもので、いま自分が不安に思っていることを話し合いました。その時、私はBさんの口から、自分は部落出身であってお父さんしかいないと聞きました。私ははじめて自分の口でどうとうと部落出身と言われ、なにか自分が小さい人間で、すぐくBさんが大きく見えました。私はBさんが集会で自分のことを言ったのだから、自分もHRで言おうと思いました。

そしてHRではじめて、私が自分のことを言うことになりました。私は前の夜、作文を書いて、言うことをある程度まとめたのですが、いざそのとき、みんなを前に言おうと思っても、今まで思ってたように言えなかったり、もうガタガタでした。それでもCくんやAさん、DくんやEさんなど私の話に耳を傾けてくれていました。私は、そのはなしをきいてくれたひとたちをみていて、自分の話をこんなにも必死に聞いてくれる人達がいるのをうれしく思いました。先生にして



も、友だちにしても、こんなに自分のことを聞いてくれる人がいると思うと、胸に刺さるようなものを感じました。だから私は、このクラスのみんなと二年へ絶対に上がろうと思いました」

と彼女は友人の話を聞いたとき、すぐく友人が大きく見えた。それにつぎうごかされるようにクラスで自分のことを話し、話すことでクラスのなかで、自分の位置をしっかりとていったと思います。これが彼女を卒業まで頑張らせた出会いだったと思います。さらに私たち教員が出会いを組織していった、多くの生徒たちが、市芦を卒業していきま

年時の焼き直しにすぎない問題の多いものでした。

管理職ですら一年生の教務係に「市芦の生徒の現状にあわないことはわかっているが、このカリキュラムでないと市教委がウンといわないからしかたがない。」と言う始末でした。

それ故三月六日の職員会議で、この新カリキュラムに対して、各教科から批判的な見解が出されました。（乙第七三〇七八号証）

私を中心として英語科からも選択制と成績別学級編成に反対する見解が出され、生徒との信頼関係を壊す新カリキュラムの撤回と英語教員の現在教確保を要求しました。

しかし、校長は各教科からの見解を無視し、市教委の方針どおり、新カリキュラムを強行しました。

新カリキュラムに反対した私の態度が配転理由の一つになったと考えられます。

(6) 一年で潰れた成績別学級編成と英会話必修

一年生の二学期から、英語と数学だけ一学期の中間テストと期末テストの成績で、単純に成績の悪かった生徒を「基礎」と成績の良かった生徒を「発展」と生徒を半分ずつに分けた成績別学級編成で授業が行われましたが、生徒の間に不毛な対立意識を生んだだけで

た。「発展は基礎の三倍進みます」と教師が言ったため、それを聞いた「基礎」の生徒が「俺らじゃまものやいうことやないか」と怒ったり、「発展」に入れられた生徒でも、「基礎からじっくりやりたかったのに」と「基礎」を希望する生徒が続出したりして、意欲を阻害された生徒が多数でした。

そのため、翌年からは実施出来なくなりました。

また、外国人講師を二名も採用して始めた英会話の必修も、教科に何の相談もなく、「テープレコーダー代わりに使ったらい」と言う校長の認識にあるように、慎重に導入が検討されていなかったため、授業に悩んだ外国人講師が五回も変わったクラスがありました。（甲第五七号証）

生徒に対しても、外国人講師に対しても失礼なこの英会話の必修は、翌年度から選択制に変わったため、本来英会話の単位は二単位であるにもかかわらず、翌年履修しなかったため、一生懸命勉強したのに単位が認められなかった生徒が出るなど、杜撰きわまりないものでした。

前田校長もこの点では、校長としての責任をみとめています。（第一九回前田証言一二P）

この結果をみても私の主張が正しく、生徒の実態を見ることのなかった「松本教育改革」

があやまりであったことを示しています。

7. 私ので教育活動に対する介入

私は教員として市芦に勤務した一一年間のうち、一〇年間学級担任をしてきました。（甲第二九七号証）

学級担任の仕事は市芦に入学してくる生徒たちに三年間かかって、自分を見つめさせ、自分の進路を選ぶように力を付けることです。

市芦に入学してくる生徒の多くは、中学三年生のときに、「市芦にだけはいきたいくない」と思っていたけれども、他に行ける高校もなく、迷った末に市芦にたどり着いています。

悩みながら入学してきた生徒は、なかなかその悩みを親や教師には打ち明けられずに、自分でもどうしていいかわからないままにいるものです。

しかし自分が一番気にしていることを、どのように乗り越えようとしているのか他人に話せたとき、もう一度落ちついて自分を見つめられるものです。それは、まわりに自分と同じように苦しんでいる生徒がいることが分かったり、その生徒と自分の姿を重ね合わせることで出来たときに、辛うじて成り立つ関係でしかありません。

私はホームルームを中心にそのような生徒同

た。

担任としてどれだけのことが出来たかと私自身が三年間を振り返る時、クラスの生徒とともに歩むことで、生徒の変わり目に立ち会えたときか言いようがありません。それがまた新一年生を迎えて、もう三年間頑張つてみようという気にさせるものなのです。

私にかけられた強制配転は、私が従来どおり担任として生徒と三年間過ごすことに対して、N子のような生徒を排除し、N子が三年間かかって学んできたものを否定する「松本教育改革」が私を排除しようとしたことです。

8. 不当労働行為について

私たちの芦屋市立高等学校教職員組合は生徒の教育権の保障を重要な柱の一つにしてきました。これが市教委の管理主義と対立するとき、市教委は管理職に市教委の意にそわない組合員をリストアップさせ、その組合員を学校から排除しようとしてきました。このことを以下にのべます。

(1) 一九八〇年度の強制配転

一九八〇年三月二十九日、私、大角、滝山の三人が市教委への異動内示を受けました。しかし、組合からの「人事慣行を踏みにじ

り、本人の同意のない異動は認められない」との抗議に、市教委はその非を認めて、三人の教員の一年後の市芦復帰を約束し、その約束どおり、私たち三人は翌年三月に市芦教諭として、現場復帰しました。(甲第二七六号証二P)

私は当時、三年生の担任と進路指導部をもち、一六回生の進路保障にとりくんでおり、組合でも、執行委員に選ばれ、生徒の就学保障にとりくんでいました。

一九七九年は市教委が、従来まで認めていた芦屋市奨学金と日本育英会奨学金との併給禁止を強行したため、奨学生を中心に、奨学金受取拒否闘争が闘われた年でした。(甲第二二四号証三一、三六P)

その報復として、私たち三人が選ばれたのです。私と滝山は組合の執行委員でしたし、大角はこの闘争の中心となったクラスの担任でした。

それゆえ、私たちが対象となりました。

また、交渉のなかで、前年度の分会執行委員を二名とも強制配転させたことについて、「今年度の分会執行委員については不当労働行為になるのでさわっていない」と次年度の組合役員には、不当労働行為があらさまになるため、手をつけなかったことを明らかにしています。(甲第六号証 この闘いに映し出されて 七二P)

(2) 井上メモにみられる

組合敵視について

一九八六年七月、芝田教育長にわたって登場した松本教育長は組合敵視の発言を随所でおこなっています。(甲第一〇〇一、一〇二号証)

この教育長のもとで、九月一日からの市教委による市芦教育への介入と組合弾圧が行われたわけですが、一九八七年以降の市芦の経過をみると、本件の強制配転者の選別はかなり早い時期から準備されていたことがわかってきます。

それは九月中旬に書かれた井上メモ(甲第二七号証)の性格です。

裏面に組合への禁止事項が書かれたこのメモが井上教頭の字で書かれていることは、前田校長も認めています。(第一四回前田証言五〇P)

また、校長自身がこのメモに関与したことは否定していますが、「教頭とはいろんな機会に、いろんな話はしております」、「傾向といえますか、まあ、組合員の話はしたことありますけど」(同五一P)と校長と教頭の二人が組合員について意見交換したことは認めています。

このメモが何を意味しているのかについては、メモ発見時には私たちにはよくわかりま

せんでしたが、私たちに対する強制配転を経過してみると、管理職側の教員選別が浮かび上がってきます。

○印の付いている一、一三のうち、市教委の組合弾圧が開始された一九八六年九月から一二月のあいだに、松岡、車谷、高市の三人が組合を脱退し、続いて一九八七年三月まで、石田、奈良、潮海も組合を脱退しました。

また、木下、矢野、村田も一九八七年度が始まってすぐに組合を脱退していききました。つまりこのメモは、管理職が囲い込もうとした教員に○印を付けたことを示しています。一九八七年度の公務分掌表(甲第四一〇号証)をもとにこの井上メモをみますと、○印の付いている一、一三のうち、八名が学級担任にあてられ、二名が学年主任に任命されています。

また、八番目の松岡は実習助手であるにもかかわらず、教諭をもってしか充てることができる生徒指導部長に任命されています。

次に、鈴木から信太までの一一名は組合員の中でも生徒の教育権保障に熱心であった教員で、管理主義的な教育には徹底して異を唱えていました。

いずれも在職一〇年をこえる、クラス担任などを歴任し、市芦教育をになってきた教員たちでした。

この一一人の中に私たち六名がはいっており、一九八六年一〇月に強制配転させられた鈴木、及び一九八八年四月に強制配転させられた深沢を含む八名も学校から排除されています。

はや九月の段階で市芦管理職は翌年度必要な教員と邪魔な組合員を選別していたことがわかります。

(3) 生徒の教育権の

保障の問題点について

私は担任した生徒達の親が「せめて高校だけは出てほしい」と自分の子供に言いつける場面は幾度も出会いました。

世間では高校を卒業するくらいはあたりまえと思われているけれども、市芦に入学してくる生徒の多くは、やっと市芦に辿り着いたというところから高校生活をスタートさせるのです。

そのため、見かけ上はちょっとしたことの原因で高校生活を続けることに疑問が生じると、学校に来なくなります。

ところが、内面は自分がかかえている問題と深く関わっているのです。

生徒が学校に つながら、「せめて高校だけは出てほしい」という言葉にこめられた親の思いが伝わり、卒業にこぎつけるのは並大抵のことではありません。

担任はクラスの生徒一人一人の生活にはいりこむことで、生徒一人一人の抱えている問題をつかむことが出来、その生徒の課題がみえてくるのです。

高校卒業にかける生徒と親の願いを聞き取り、それを実現しようとするのが、生徒の教育権の保障ということだと私は思っています。

また、組合としても一九七〇年の「育友会費問題」を取り上げた、父母負担軽減闘争以来、生徒の教育権の保障のための教育条件整備にとりくんできました。そのなかには、教員の増員、奨学金制度の拡充、進路保障のための闘い、などがあります。

しかし、成績の悪い子は市芦に来るなという「松本教育改革」は生徒の教育権の保障を否定する「安上がり」と切り捨ての差別教育の強行に他なりません。

以上、詳述したとおり、一九八七年の私に対する配転は市教委が私の教育活動を嫌悪したものであり、無効であって、取り消されるべきであります。

9. 一九九四年度の強制配転

私は今年の春、図書館から美術博物館内の社会教育・文化課文化財係へと再度の不当配転をされました。(甲第二九九号証)

ところが、この人事異動通知書には、二行

目に、「芦屋市文化振興財団に兼ねて派遣する(兼職)」と記載されているのです。

「芦屋市人事異動通知書及び懲戒処分書に関する規則」(甲第一五二号証)のうち第二条の用語の定義のどこを見ても、「派遣」という用語は定義されていません。

条例・規則が未整備のまま、芦屋市職員が九人も派遣されており、学芸員の二名を除いた七名のうち係長以上の管理職が四名で、残りの三名が私と、吉岡、長瀬という市芦から排除された指導員なのです。(甲第三〇三号証)

芦屋市文化振興財団には職員定数もなく、芦屋市と財団との間で市の職員を何名派遣するのか契約すら結ばれていなく、当局の恣意性を許したままなのです。

管理職四名は、条例・規則が未整備でも派遣され、そこでの仕事ぶりが評価の対象となり、三年から五年で異動してゆく職場であるかも知れませんが、とても教員が派遣される職場とは思えません。

さらに今回の異動は二年間英語の教員としてつちかった能力など一切必要とせず、一般行政職員と同じように新しい職場で違う仕事に付けとすることで、精神的にも、肉体的にも学校からますます遠ざけられていきます。

処分者側は一九八七年の私に対する配転の

原因が定数条例改正による、免職を避けるための過員解消であると一貫して主張していますが、それ以降、私を市芦に戻す機会は何度もありました。(甲第三〇二号証)

まず、一九八九年四月、奈良が県立高校に転出したとき、つぎに、一九九〇年四月、井本と伊賀崎が退職したとき、さらに、一九九一年四月、島野が退職したときと三回もありました。

一九九三年二月に年度途中で英語科の教

活動日誌へ抜粋(1994.10.7~11.10)

10・11 事務局会議。

13 法対会議。芦屋地労協常任幹事会。

15 兵高教阪神・尼崎合同支部教研集会。

18 通信No.72号発送。

20 事務局会議。

22 市芦反弾圧闘争八周年集会・市芦救援会総会開催。

25 法対会議。

31 第六三回公開口頭審理(滝山先生反対尋問、森村先生主尋問)

11・4 芦屋地労協常任幹事会

8 事務局会議。

9 分執(一時金、市教委処務規則改悪(名札着用)問題)

10 法対会議。

員が結婚退職して、市芦には欠員があるにもかかわらず、この四月に私は市芦には戻されずに、美術博物館内の社会教育・文化課文化財係へと配転されたのです。

英語科も社会科も市芦に戻す機会があったのに、私と滝山を入れ換えるという、この配転の事実こそが処分者側の主張の根拠のなさを明白に示しています。

公平委員会の公正な審理によって、一日も早く現場復帰出来るように、強く訴えます。

後記

去る一〇月二二日、市芦反弾圧闘争八周年集会・市芦救援会総会を芦屋市民センターで開催しました。多数の支援の方々のご参加により成功裡に終えることができました。ここに厚く御礼を申し上げます。川向先生の講演記録等は次号の通信で掲載する予定です。

さて、審理においては申立人主尋問、反対尋問が続いています。処分者側寺内代理人は、背景、経過を意図的に除いて、下品な反対尋問を相かわらず続けています。教育に関して、生徒いや人間の存在に触れた言葉が一切ない。申立人の先生方が、いわば「八年間の空白」ともいえる時間を経て、感覚、記憶に佇みながら、「過去」と「現在」を結びつけようとする。その時間の中に傍聴参加をよろしく。